

令和7年度ごみゼロ運動実施計画

1.【目的】

令和7年4月1日に施行した「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」において定める、きれいなまちづくりの日(5月30日)にあわせて、市内の散乱した空き缶等の清掃を実施し、ごみの散乱防止と再資源化の啓発、促進を図ることを目的として実施する。

2.【実施日時】

令和7年5月25日(日) 午前8時～午前10時までの2時間とする。

3.【雨天時の対応】

雨天の場合は中止とし、小雨は決行とする。

中止の判断は土曜日の午後3時の時点で、習志野市をきれいにする会 会長と市が協議し決定する。中止の連絡は決定後、市の担当者から各連合町会長へ電話連絡し、市ホームページ及び公式 LINE により住民周知を行う。

4.【実施区域】

連合町会長もしくは町会、自治会等がそれぞれ定める区域において実施する。

5.【実施方法】

町会等で、駅周辺、道路、公園等の公共の場所に散乱する空き缶、空きビン、吸い殻、紙くず等の清掃を実施し、午前10時までに市が指定する収集経路上に集め、これを市が委託する収集業者が収集する。

収集したごみを当日の午前10時までに指定する場所へ出せない場合は、翌日以降通常の、各ごみの収集日に、家庭ごみ集積所へ出すものとする。

6.【作業の指揮】

各地区の連合町会長又は、町会長、自治会長等が具体的な作業の指揮を行う。

7.【専用ごみ袋の配布】

連合町会長は、所属町会のごみゼロ運動用ごみ袋の必要枚数の取りまとめを行い、市は連合町会長が事前に指定した場所に町会ごとに分け配置するものとし、各町会は連合町会長の指定する場所でごみ袋を受け取ることにする。

8.【ごみの処理方法】

(1)集めたごみは、市が定める収集経路上の交通の支障や事故の原因とならない場所に、極力まとめて出すこととする。

(2)ごみを集める際には、ごみゼロ運動専用のごみ袋を使用することとする。

(3)集めたごみを出す際は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「ビン・缶」、「ペットボトル」に分別して出すこととする。また、「燃えるごみ」は、他の3種類と区別できるように置くこととする。

(4)ごみゼロ運動の実施に併せて、側溝汚泥の清掃や草刈り・枝木の伐採を行うことを妨げるものではないが、ごみゼロ運動の趣旨がごみの散乱防止が目的であることを十分理解し実施すること。なお、側溝汚泥の清掃、公共部分等の草刈り・樹木の剪定を実施し、その際に発生する汚泥、雑草、剪定枝の収集を希望する場合は、**事前に別紙にて実施及び排出場所の報告を行い**、実施するものとする。

(5)次の品目は、ごみゼロ運動における収集の対象としない。

- ① 特定の家庭または事業所から排出されたことが明らかなごみ
- ② 産業廃棄物(化学薬品類、建築廃材、土砂、機械器具など)
- ③ 放置自転車、自動車、オートバイ用品
- ④ 粗大ごみなど、専用のごみ袋に入らないもの
- ⑤ 家電リサイクル法対象4品目(ブラウン管式・液晶・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機)
- ⑥ パソコン(デスクトップ型、ノートブック型、一体型)、ディスプレイ
- ⑦ 私有地などに不法投棄されているごみ
- ⑧ その他、消火器、ガスボンベ、バッテリー、感染性廃棄物、レンガ、コンクリートブロック、揮発油など市で処理できないもの

9.【作業結果の報告】

作業実施後は、各地区の町会等の実施結果を連合町会長に連絡し、連合町会長がとりまとめの上、クリーン推進課までFAX又は電話で報告する。

なお、非加入町会は直接クリーン推進課へ報告する。

(1)報告内容…団体名及び参加人数(様式自由)

(2)報告先…クリーンセンター クリーン推進課

電話 453-5577(直通) FAX 453-0540

(3)報告期限…5月30日午後5時までにするものとする。

10.【市からの周知及び当日の対応】

(1)周知方法

①市広報(5月15日号囲み記事)、ホームページ、市民課テレビへの掲載

②町会等へ回覧用チラシ配布

(2)当日の対応

クリーン推進課事務室に職員が待機し、問合せの対応を行う。